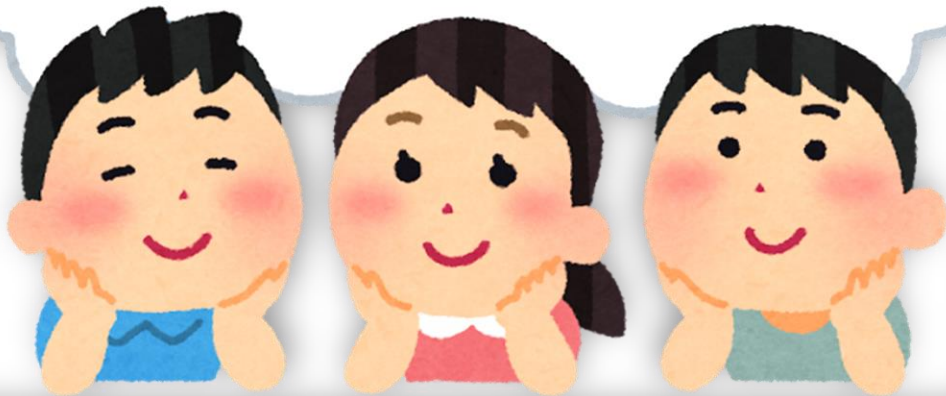


# 白石町 放課後児童クラブ

## 利用の手引き



白石町役場 保健福祉課 こども未来係

〒849-1192

白石町大字福田 1247 番地 1

TEL : 0952-84-7116



## 放課後児童クラブの目的

町内に居住し、白石町立小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成、安全確保を行うものです。

(※保育園等とは制度が異なりますのでご注意ください)

## 放課後児童クラブの開設日・開設時間等

利用区分	開設時間等
基本 (月曜日～金曜日)	開設日：学校開校日の平日 時 間：放課後～18:00 開設日：長期休業日、学校休業日(振替休日) 時 間：7:40～18:00
土曜日※	開設日：土曜日 時 間：7:40～18:00(延長はありません。)
延長	時 間：月～金の18:00～19:00

※土曜日保育は「六角小わかばクラブ」で合同実施。

### 【児童クラブの休業日】

日曜日、祝日、盆期間(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)は休業します。また、その他施設や天候等の状況により臨時に休業する場合があります。

### 【給食がない日の昼食】

長期休業中や振替休日など給食がない日は、必ずお弁当・お茶等を持たせてください。  
※安全のためクラブ実施時間内の途中外出は認めていません。

## 入所要件

就労	保護者が昼間労働を常態としていて、家にいない者 保護者が家にいるが、昼間自営業等の労働を常態としている者
出産	出産予定日の月を除く前2ヶ月、後2ヶ月末まで利用可
疾病・介護	保護者が長期療養又は介護をしている者
その他	放課後児童クラブ利用負担金及び保育園の保育料に未納がない者

## 利用料金・保険料等

- 【活動費】「ケガ等に備える保険料（年額 800 円）」を町で徴収します。  
「毎日のおやつ代」などの実費を各児童クラブで徴収します。  
[注]利用料金、活動費の日割り計算は行いません。

利用区分	長期休業以外	長期休業
基本	3,000円/月	夏休み 5,000円
延長	30分延長 500円/月	夏休みのみ参加 6,000円
	60分延長 1,000円/月	春休み 基本料金と同額
土曜日	1,000円/月	冬休み 基本料金と同額
おやつ代	1,300円/月	長期休業中は徴収なし（おやつ持参）

※延長保育を申請されていない場合、30分毎に50円の追加料金が発生します。

## 利用料の減免制度

### 【多子世帯】

きょうだい児同時利用月について、世帯内の最年長以外の利用児童の「基本」、「土曜日」利用料を半額免除します。

[注]きょうだい児同時利用で「平日利用」と「長期休業のみ」の場合、「長期休業のみ」の児童が半額免除となります。

### 【ひとり親世帯】

世帯内の全ての放課後児童クラブ利用児童の「基本」、「土曜日」利用料を半額免除します。

### 【生活保護世帯】

世帯内の全ての放課後児童クラブ利用児童の「基本」、「土曜日」利用料を全額免除します。

### 【被災世帯】

世帯内の全ての放課後児童クラブ利用児童の「基本」、「土曜日」利用料を全額免除します。

## 利用料の納付方法

### 【納付方法】

口座振替、納付書

※納付書の場合、指定する金融機関でのお支払いになります。

※コンビニ払いはできません。

### 【納付期限】

毎月の月末日

※12月のみ12月28日が期限となります。

※白石町役場休業日にあたる場合は翌営業日が期限となります（納付書）。

※金融機関休業日にあたる場合は前営業日が期限となります（口座振替）。

### 【口座振替の手続き】

「口座振替依頼書」に必要事項を記入して金融機関の窓口へ提出してください。

※口座振替を依頼できる金融機関は「佐賀銀行」と「佐賀県農業協同組合」のみです。



## 利用の手続き（重要です！）

【利用申請】※電話での受付は行いません。

放課後児童クラブの利用を希望する児童の保護者は、以下の書類に必要事項を記入の上、白石町役場保健福祉課こども未来係に提出してください。

### ●利用申請に必要な書類

#### ①白石町放課後児童クラブ利用申請書

#### ②同居している保護者全員（20歳以上64歳以下）の就労証明書

（勤務先に様式を提出し、記入してもらってください。）

※就労証明書の記載内容はクラブ利用開始以降の内容を記入してください。

※「同居している保護者」とは、住民票の世帯が同じかどうかではなく、実際に一緒に住んでいるかどうかで判断します。

※就労が自営業となる保護者は、根拠となる資料を添付する必要があります。

※「利用申請書」、「就労証明書」、「児童票」等の内容に変更が生じた場合は、速やかにクラブ又は保健福祉課こども未来係にお知らせください。

### 【利用申請時の注意点】

注1 以前の利用（兄弟姉妹含む）に利用料の滞納がないことが要件です。

注2 育児休業期間中は放課後児童クラブの利用はできません。

注3 利用希望児童数が定員を超える場合は「入所待ち」をお願いすることがあります。

注4 アレルギーや障がいのある児童又は発達・発育にご心配のある児童は児童票の「児童の健康状態」に必ず記入をお願いします。

放課後児童クラブは、療育機関としての機能は備えておりません。

### 【区分変更・退所の手続き】

放課後児童クラブの「利用区分」を「変更」または「退所」する場合は、それぞれ「延長・土曜日利用中止届」または「退所届」の書類の提出が必要です。

**重要**

◇区分変更の申請は、変更月の前月までに行ってください。

◇区分変更は電話での受付はしません。必ず紙媒体で提出をお願いします。

◇提出期限までに提出されない場合、翌月の1か月分の利用料が発生します。

◇月の途中での区分変更、退所の場合でも利用料は月単位でご負担いただきます。

## 利用決定の取消

次の事項に該当する場合は、利用中であっても利用の決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

- 対象としての要件を欠くに至ったとき
- 「利用申請書」や「就労証明書」等の内容に虚偽があったとき
- 利用料を滞納したとき
- 延長を利用する場合、終了時刻（19時00分）までに保護者が迎えに来ないことが常態化しているとき
- 所属クラブに連絡なく、利用しないことが常態化しているとき
- 提出された就労証明書等の書類の有効期限が経過しその後再提出されないとき
- 放課後児童クラブ運営上支障があると認められたとき

※就労証明書に記載された内容について、電話や訪問により勤務先等への実態調査を行うことがありますので、予めご了承ください。

## 放課後児童クラブ利用の際の注意事項等

### 【登所と下所】

所属クラブへの登所（長期休業中等）、所属クラブからの下所は必ず保護者と支援員で引き渡しを行ってください。

### 【活動中の事故やケガ】

事故やケガ等があった場合は、応急的な処置をし、軽微なケガであれば様子を見ます。場合によっては保護者へ連絡し病院での受診を勧めるため、急なお迎えをお願いすることがありますのでご協力ください。

また、児童の状況により緊急を要する場合は救急車の手配を行うこともあります。

### 【器物等の破損事故】

学校施設やクラブ施設、備品など、クラブ活動中に破損事故が起きた時に、児童が故意に器物を破損させた場合は、その費用を保護者の方にご負担いただく場合がありますのでご注意ください。

### 【宿題の声かけ】

放課後児童クラブでは「宿題をする」という習慣づけを目的とした声かけを行います。しかし、宿題の中身や学力の確認についてはご家庭で保護者の方で行っていただきますようお願いいたします。（放課後児童クラブは、児童の健全育成や安全確保を主たる目的として実施しており、学習支援は行っていません。）

### 【その他】

放課後児童クラブから「塾」、「習い事」、「病院」等に行く場合、必ず保護者のお迎えをお願いします。児童一人でクラブの外に出ることはできません。

また、塾や習い事が終わってから再度クラブに戻ることはできませんので、ご注意ください。

台風、大雨などの自然災害時等の対応

	学校、町の決定	学童クラブ		保護者へのお願い
学校開校日	登校前、または前日に臨時休校が決定	閉所		家庭で保育をお願いします。
	集団下校、一斉下校決定 クラブ開所後に気象警報・注意報発令	状況により判断する		児童の安全を最優先に「保護者の迎え」など、災害状況に応じた対応を行います。
学校休業日	前日までに決定する場合 (保健福祉課で決定)	「開所しない」場合		家庭で保育をお願いします。
		「開所する」場合		児童の登所・下所の安全配慮は保護者の責任でお願いします(送迎等)。
	当日、決定する場合 (保健福祉課で決定)	開所前	開所しない場合	家庭で保育をお願いします。
			開所する場合	児童の登所・下所の安全配慮は保護者の責任でお願いします(送迎等)。
	開所後に気象警報・注意報発令	状況により判断する	児童の安全を最優先に「保護者の迎え」など、災害状況に応じた対応を行います。	

感染症などによる学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の場合の対応

学級閉鎖	学級閉鎖対象の児童は利用できません	感染拡大を防止するための学校の措置に従って放課後児童クラブの利用も控えていただきます(振替等も同様)。 ※「学校閉鎖」になった場合は、感染拡大防止のため学童クラブも閉所します。
学年閉鎖	学年閉鎖対象の学年の児童は利用できません	
学校閉鎖	学童クラブ閉所	

感染症にかかった(疑いを含む)場合の対応

感染拡大を防止するための学校の措置に従って放課後児童クラブの利用も控えていただきます。また、学校休業日(長期休業、土曜、振替休日)の対応は、前述の学校の措置に準じます。

※放課後児童クラブの開所状況については、「マチコミ」を通じてお知らせする場合があります。「マチコミ」への登録を必ずお願いします。

※自然災害等の状況によっては、上表によらず児童の安全確保を第一に考え、緊急下所等の対応をとる場合がありますので予めご了承ください。